

第2回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 平成30年2月15日(木)

場 所 中部地区会館 401大集会室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について (申請件数 9件)

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
(申請件数 2件)

報告第1号 農地法第5条に係る会長専決処理について
(申請件数 10件)

応召委員(13名)

1番	川島 修	2番	内野 晴夫
3番	藤野 政彦	4番	石川 裕一
5番	伊東 誠司	6番	榎本 英雄
7番	荒幡 善政	8番	安彦 祥子
9番	高橋 文雄	10番	大口 貴司
11番	朝倉 庄吉郎	12番	奥住 雄一
13番	田代 敏夫		

職務のため出席
した者(事務局)

事務局長 比留間 毅浩
事務局次長 井上 ひとえ
事務局書記 進藤 博

午後4時02分開会

議 長
(田代 敏夫君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠ありがとうございます。

これより第2回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13名であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

異議なしと認め、3番藤野政彦委員、8番安彦祥子委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」9件あります。事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上 ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第1号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、9件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明であります。

1件目 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目は畑になります。理由は自ら農地として利用しているもので、平成26年5月20日に相続し、前回調査は、平成27年2月16日になります。

2件目 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目は畑になります。理由は自ら農地として利用しているもので、平成26年5月20日に相続し、前回調査は、平成27年2月16日になります。

3件目 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目は畑になります。理由は自ら農地として利用しているもので、平成11年5月15日に相続し、前回調査は、平成27年2月16日になります。

4件目 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目は2筆が畑で3筆が田になります。理由は自ら農地として利用しているもので、平成5年8月29日に相続し、前回調査は、平成27年2月16日になります。

5件目 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目は畑になります。理由は自ら農地として利用しているもので、平成14年4月30日に相続し、前回調査は、平成27年1月15日になります。

6件目 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目は畑になります。理由は自ら農地として利用しているもので、平成23年5月13日に相続し、前回調査は、平成27年2月16日になります。

7件目 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載の

とおりで、地目は畑になります。理由は自ら農地として利用しているもので、平成26年6月3日に相続し、前回調査は、平成26年12月15日になります。

8件目 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目は畑になります。理由は自ら農地として利用しているもので、平成26年6月3日に相続し、前回調査は、平成26年12月15日になります。

9件目 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目は畑になります。理由は自ら農地として利用しているもので、平成23年6月1日に相続し、前回調査は、平成27年4月15日になります。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部長に報告していただきます。

それでは榎本部長、よろしく願いいたします。

6番
(榎本 英雄君)

本日、午後1時15分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」9件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は玉ネギが栽培されており、一部は作付け準備中でした。②の農地は、ニンニクが栽培されており、一部は作付け準備中でした。③の農地はパイプハウスがあり作付け準備中でした。④⑤の農地は茶畑でした。⑥の農地は白菜、キャベツが栽培されておりました。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、キャベツが栽培されており、一部は作付け準備中でした。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、作付け準備中でした。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①の農地は、白菜

栽培されており一部は作付け準備中でした。②の農地は、ブロッコリー、ホウレン草、ネギが栽培されておりました。③～⑤の農地は、ネギ、ブロッコリーが栽培されており、一部作付け準備中でした。現地は適正に管理されており、問題はありませんでした。

申請番号5番の農地でございますが、作付け準備中でした。現地は適正に管理されており、問題はありませんでした。

申請番号6番の農地でございますが、ハウスが2棟立っており苗木が育成されておりました。現地は適正に管理されており、問題はありませんでした。

申請番号7番の農地でございますが、すべて茶園でした。現地は適正に管理されており、問題はありませんでした。

申請番号8番の農地でございますが、すべて茶園でした。現地は適正に管理されており、問題はありませんでした。

申請番号9番の農地でございますが、栗の木が何本あり、残りは作付け準備中でした。現地は適正に管理されており、問題はありませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては証明書の発行はよろしいかと思えます。

議長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。なお、3番6番の申請につきましては私の担当区域でありますので説明いたします。現地は適正に管理されておりました。

はい、奥住委員

12番
(奥住 雄一君)

1、2番の申請地ですが、現地を確認しております。

9番
(高橋 文雄君)

4番の申請地につきまして確認しております。

4番
(石川 裕一君)

5番の申請地は、いつも耕作していることを確認しております。

10 番
(大口 貴司君)

9番の申請地につきまして、いつもきれいに管理していることを確認しております。

7 番
(荒幡 善政君)

7番、8番の申請地はいつも管理十分なことを確認しています。

議 長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございます。異議ないようですので議案第1号につきましては、証明書を発行いたします。

次に議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願いについて」2件あります。事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上 ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願ですが、2件申請がございました。

申請番号1番 申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりになります。地目は畑で、理由は、平成29年11月10日、申請人の夫の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。

申請番号2番 申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりになります。地目は畑で、理由は、平成29年7月24日、申請人の父の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今事務局より説明がありましたが、本件につきましても先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部長に報告させていただきます。それでは榎本部長よろしく願いいたします。

6 番
(榎本 英雄君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願いについて」2件でございます。

申請番号1番の農地でございますが、現地は栗の木があり、ネギが栽培されており、一部は作付け準備中でした。現地は適正に管理されており問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、現地は作付け準備中でした。現地は適正に管理されており問題はございませんでした。

以上のことから議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいと思われま。

議 長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、奥住委員

1 2 番
(奥住 雄一君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。農地は、適正に管理されておりますのでよろしく願いいたします。

6 番
(榎本 英雄君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。この方は亡くなるまで主として農業に従事していた方ですのでよろしく願いいたします。

議 長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願いについて」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございます。異議ないようですので議案第2号につきましては、証明書を発行いたします。

次に報告第1号「農地法第5条に係る会長専決処理について」10件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上 ひとえ君)

それでは御説明いたします。

報告第1号農地法第5条に係る会長専決について10件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出であります。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は8番を除き一般住宅用地で、8番は資材置場でございます。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、川島委員

1 番
(川島 修君)

1番、10番の届け出地ですが現地を確認しております。

1 2 番
(奥住 雄一君)

2番から4番までの届け出地ですが、新築工事中でした。

4 番
(石川 裕一君)

5番の届け出地ですが、すでに砂利が引いてありました。

9 番
(高橋 文雄君)

6番、7番、9番の届け出地ですが、資材が搬入されており工事が始まっております。

1 1 番
(朝倉庄吉郎君)

8 番の届け出地ですが、栗畑のままでした。

議 長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第 1 号「農地法第 5 条に係る会長専決について」は終了いたします。

委 員

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。
これをもちまして第 2 回総会を終了いたします。
大変ご苦労様でした。

午後 4 時 1 2 分閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

平成 3 0 年 2 月 1 5 日

会 長 田 代 敏 夫 ⑩

署名委員 藤 野 政 彦 ⑩

署名委員 安 彦 祥 子 ⑩